

## 保育関連施設等の整備にかかる優遇融資のお知らせ

待機児童の解消に向けた国の施策を支援するため、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業の整備事業について、通常の貸付条件より優遇した条件で融資しております。平成30年度から、**据置期間中無利子とする優遇**を実施しております。施設整備をご検討の際は、ぜひご相談ください。

### 《対象となる施設》

- ◎保育所      ◎小規模保育事業      ◎幼保連携型認定こども園
  - ◎放課後児童健全育成事業      ◎企業主導型保育事業
  - ◎認可を目指す認可外保育施設
- (安心子ども基金または保育対策総合支援事業費補助金からの補助を受けて整備するものに限り)

融資条件	優遇適用後の条件	通常条件
利率	0.3% ※1 <b>(据置期間中無利子)</b>	0.3%
償還期間	20年以内 ※2	20年以内
据置期間	2年以内 ※3	2年以内
融資率	<b>90%</b>	80%
担保	原則必要 ※4	原則必要
保証人	保証人不要制度または個人保証	保証人不要制度 または個人保証

- ※1 令和2年3月2日改定：償還期間20年全期間固定の場合。  
利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。
- ※2 都市部（詳細についてはお問い合わせください）で整備を行う場合は償還期間が30年以内となります。
- ※3 据置期間は償還期間によって変動します。償還期間が20年超30年以内の場合は据置期間は3年以内です。
- ※4 一定の条件において、3,000万円以内の融資の場合、金額に応じ一定の利率を上乗せすることで無担保とすることができます。

- 取扱期間は令和3年3月31日までとなります。
- 所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

ご連絡先

施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

◎東京本部福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係  
TEL (03) 3438-9298  
FAX (03) 3438-0659

施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

◎大阪支店福祉審査課融資相談係  
TEL (06) 6252-0216  
FAX (06) 6252-0240